

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【総務局 情報政策部情報政策課】	4
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	5
○ 福岡県が施行する農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収 金に関する条例【産業経済局農林水産部農林課】	7
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例【建設局道路部道路維持課】	9
○ 北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例【建 設局道路部道路維持課】	10
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 【教育委員会中央図書館庶務課】	11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関が個人番号を利用することができる事務を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成30年10月15日から施行することにしました。

### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 北九州市立総合療育センターを次のとおり移転することにしました。

改正前	北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号
改正後	北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号

2 北九州市立日明リサイクル工房及び北九州市立若松工芸舎を廃止することにしました。

この条例は、平成30年11月1日から施行することにしました。

### ◇福岡県が施行する農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

土地改良法の規定により福岡県が施行する農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業に係る特別徴収金に関して、その徴収、額、免除等について定めることにしました。

この条例は、平成30年10月15日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

自転車駐車を次のとおり移転することにしました。

名称	改正前	改正後
北九州市立八幡駅前自転車駐車場	北九州市八幡東区西本町三丁目5番及び6番	北九州市八幡東区西本町三丁目5番
北九州市立折尾駅前自転車駐車場	北九州市八幡西区北鷹見町12番	北九州市八幡西区南鷹見町13番

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車への住所等の明記に係る努力義務を廃止する等、自転車の所有者等の責務を見直すことにしました。

この条例は、平成30年10月15日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 図書館を次のとおり新設することにしました。

名称	北九州市立子ども図書館
位置	北九州市小倉北区城内4番1号

2 北九州市立八幡図書館の駐車場使用料を次のとおり定めることにしました。

駐車場使用料	駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額
--------	--

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 北九州市条例第56号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項事務の欄中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の8の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削り、同表の10の項事務の欄中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の11の項事務の欄中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同表の13の項特定個人情報の欄第1号中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の16の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削り、同表の31の項特定個人情報の欄第2号中「地方税関係情報」を「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同表の35の項事務の欄中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の8の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削る改正規定、同表の11の項事務の欄の改正規定、同表の16の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削る改正規定及び同表の31の項特定個人情報の欄第2号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第57号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号
北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号

を

」

「

北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号
北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号

に

」

改め、同表の障害者福祉工場の項中

「

北九州市立日明 リサイクル工房	北九州市小倉北区西港 町96番地の2
〃 本城 リサイクル工房	〃 八幡西区洞北 町7番10号

を

」

「

北九州市立本城 リサイクル工房	北九州市八幡西区洞北 町7番10号
--------------------	----------------------

に

」

改め、同表の障害者生活支援施設の項中

〃	洞海	〃	若松区浜町一丁目10番25号	を
工芸舎				
〃	若松	〃	〃 二島五丁目18番9号	」
工芸舎				

〃	洞海	〃	若松区浜町一丁目10番25号	に
工芸舎				

改める。

別表第4の児童発達支援センターの総合療育センターの児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合の項及び児童発達支援センターの総合療育センター西部分所の児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合の項中「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、別表第4の児童発達支援センターの総合療育センターの児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合の項及び児童発達支援センターの総合療育センター西部分所の児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県が施行する農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第58号

福岡県が施行する農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項の規定により福岡県が施行する農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連土地改良事業」という。）に係る法第91条の2第6項の規定に基づき徴収する特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特別徴収金の徴収)

第3条 市は、農地中間管理機構関連土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該農地中間管理機構関連土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から当該農地中間管理機構関連土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、同日）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第4条 前条の特別徴収金の額は、農地中間管理機構関連土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担した額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機構関連土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額を上限として市長が定める。

(特別徴収金の免除等)

第5条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、特別徴収金の

全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、特別徴収金に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）の定めるところによる。

（審査請求）

第6条 この条例の規定による特別徴収金に係る処分について不服のある者は、市長に対して審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間、同法第43条第1項の規定による諮問及び同法第44条に規定する裁決の時期については、法第91条の2第8項において準用する法第90条第11項から第13項までに定めるところによる。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第59号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「 〃 八幡東区西本町三丁目5番及び6番 」 を

「 〃 八幡東区西本町三丁目5番 」 に、

「 〃 〃 北鷹見町12番 」 を

「 〃 〃 南鷹見町13番 」 に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第60号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、当該自転車の見やすい箇所に自己の住所及び氏名又は名称を明記するとともに」を削り、「受けるように努めなければならない」を「受けなければならない」に改める。

第5条第1項中「住所及び氏名又は名称の明記並びに自転車の」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第61号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の図書館の項中

北九州市立中央 図書館	北九州市小倉北区城内4番1号	を
----------------	----------------	---

北九州市立中央 図書館	北九州市小倉北区城内4番1号	に
〃 子ど も 〃	〃 〃 〃 〃	

改める。

別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の項中

駐車場使用料	小倉南図書館	を
--------	--------	---

駐車場使用料	小倉南図書館	に
	八幡図書館	

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。